

令和 5 年 度

定 例 監 査 等 結 果 報 告 書

〔 集 録 〕

岡 崎 市 監 査 委 員

目 次

学 校 及 び 保 育 園	1
保 健 部	2
(保健政策課、保健衛生課、保健予防課、ワクチン接種推進室、 健康増進課、動物総合センター)	
こ ども 部	4
(こども育成課、子育て支援室、家庭児童課、 保育課(総合子育て支援センター)、こども発達相談センター)	
教 育 委 員 会 事 務 局	6
(教育政策課、施設課、学校指導課、社会教育課)	
都 市 政 策 部	8
(都市計画課、建築指導課、まちづくり推進課、住環境整備課)	
工 事 監 査	10
(都市基盤部建築課)	
社 会 文 化 部	13
(文化振興課、スポーツ振興課(体育館)、多様性社会推進課、 生涯学習課(市民センター)、中央図書館、美術博物館(地域文化広場、美術館)	
総 務 部	16
(総務文書課、庁舎車両管理課、人事課、契約課、情報システム課、 選挙管理委員会、公平委員会)	
財 政 援 助 団 体 監 査	17
(特定非営利活動法人岡崎がくどうの会)	

学 校 及 び 保 育 園

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象及び実施期日

監 査 の 対 象			実 施 日
細 川 保 育 園	大 樹 寺 保 育 園	百 々 保 育 園	令和5年8月7日
広 幡 こ ど も 園	井 田 保 育 園		令和5年8月9日
北 中 学 校	小 豆 坂 小 学 校		令和5年9月7日
矢 作 北 中 学 校	梅 園 小 学 校	三 島 小 学 校	令和5年9月11日
矢 作 南 小 学 校	広 幡 小 学 校	大 門 小 学 校	令和5年10月2日

3 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和5年10月2日

4 監査の着眼点

財務に関する事務等の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、配当予算の執行及び現金の出納を重点に監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、各小中学校長、保育園長及びこども園長等の説明を聴取し、かつ物品の管理状況について実査を行った。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

保 健 部

保健政策課、保健衛生課、保健予防課、ワクチン接種推進室、
健康増進課、動物総合センター

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和5年3月30日～令和5年11月29日

3 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

保健政策課

救急医療体制運営費補助金の実績報告について、証拠書類で使途や金額の確認を行っていないものがあったため、適正な処理をされたい。

保健衛生課

食品衛生協会補助金の実績報告について、証拠書類で金額の確認を行っていないものがあったため、適正な処理をされたい。

こ　　ど　　も　　部

こども育成課、子育て支援室、家庭児童課、
保育課（総合子育て支援センター）、こども発達相談センター

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和5年3月30日～令和5年11月29日

3 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

こども育成課

1	学区こどもの家及び児童育成センターに勤務する職員等の通勤用自家用車の駐車場使用について、行政財産目的外使用許可等に係る手続を行っていないため、公有財産管理規則等に準拠した適正な処理をされたい。
2	六名会館2階コンファレンスルームに係る行政財産目的外使用許可について、使用実態の把握が十分に行われないまま許可がされており、実態と乖離しているため、適正な処理をされたい。
3	学区こどもの家の指定管理業務に係る精算を伴う修繕費の実績報告について、証拠書類等で金額の確認が十分行われていないものがあったため、適正な処理をされたい。

保育課

1	保育所負担金等の公債権について延滞金の徴収手続を行っていないため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。
2	契約事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、契約規則等に準拠した適正な処理をされたい。 (1) 2者以上の者からの見積書の徴取等が必要であると思料される物品購入を分割して、契約しようとする者のみで見積書により随意契約を行っているものがあった。 (2) 工事完成後に契約事務の処理を行っているもの、工期変更等の手続をしていないものがあった。 なお、これらの不備は一連の事務に対する認識不足が一因であると思料されるため、今後同様の不備がないよう徹底されたい。
3	私立保育所施設整備費等補助金（施設整備補助金）の実績報告について、証拠書類の内容確認が十分に行われていなかったため、適正な処理をされたい。

教 育 委 員 会 事 務 局

教育政策課、施設課、学校指導課、社会教育課

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和5年4月30日～令和6年1月26日

3 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

文化財保存事業費補助金の交付事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、補助金等交付基準に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 実績報告時に支払が完了している補助対象経費について、支払証拠書類での確認を行っていないものがあった。
- (2) 実績報告時に支払が完了していない補助対象経費について、支払完了後に支払証拠書類での確認を行っていなかった。

都 市 政 策 部

都市計画課、建築指導課、まちづくり推進課、住環境整備課

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和5年9月26日～令和6年3月5日

3 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

まちづくり推進課

1 契約事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、契約規則等に準拠した適正な処理をされたい。

(1) 1 件の予定価格が 5 万円を超える物品購入について、2 者以上の者から見積書を徴取していないものがあった。

(2) 契約書について、業務仕様書の一部が欠落しているものなどがあった。

なお、これらの不備は一連の事務に対する認識不足が一因であると思料されるため、今後同様の不備がないよう徹底されたい。

2 予算決算及び会計規則第25条の2に規定されている予算執行伺を作成せず、また、債務負担行為の手續がされないまま複数年契約をしているものがあったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

工 事 監 査

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する随時監査

2 監査の対象

岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修建築工事（都市基盤部建築課）

岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修電気設備工事（都市基盤部建築課）

岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修給排水衛生設備工事（都市基盤部建築課）

3 監査の実施期間

令和5年10月31日～令和6年3月27日

現地調査日 令和6年1月11日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び工事の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかについて監査した。

- (1) 工事が予算の所期する目的に適合しているか。
- (2) 工事が設計図書及び仕様書のとおりできているか。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取し、かつ現地調査を実施した。

また、監査にあたっては技術的観点を主眼としたため、協同組合総合技術士連合の協力を得て実施した。協同組合総合技術士連合からは、監査の対象工事については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められ、計画どおりに実施管理され、総括的に良好であるとの報告があった。

6 監査の結果

各項目は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているとおおむね認められた。

工事の概要

岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修建築工事

岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修電気設備工事

岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修給排水衛生設備工事

1 工事場所

岡崎市針崎町地内

2 工事の目的

本工事は、岡崎駅南土地地区画整理事業の進捗に伴う児童数増加のため、令和3年度に行った北棟の増築に引き続き、中棟と南棟を接続する渡り廊下及び玄関棟の建設を行うものである。また、バリアフリー化のための中棟へのエレベーターの設置、老朽化している南棟校舎の長寿命化と機能向上のための大規模改修を行い、教育環境の向上を図る。

3 工事の概要

(1) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修建築工事

大規模改修工事 一式

玄関棟増築工事 一式

渡り廊下棟増築工事 一式

E V棟増築工事 一式

(2) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修電気設備工事

大規模改修電気設備改修工事 一式

(3) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修給排水衛生設備工事

大規模改修給排水衛生設備改修工事 一式

4 工事請負業者

(1) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修建築工事

小原建設株式会社

(2) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修電気設備工事

株式会社イクス

(3) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修給排水衛生設備工事

武田機工株式会社

5 設計業務

株式会社 青島設計

6 事業費（消費税及び地方消費税を含む。）

- (1) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修建築工事
契約金額 502,713,200円
- (2) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修電気設備工事
契約金額 136,639,800円
- (3) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修給排水衛生設備工事
契約金額 109,511,600円

7 契約工期

- (1) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修建築工事
令和4年10月5日～令和6年2月16日
- (2) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修電気設備工事
令和4年9月21日～令和6年2月16日
- (3) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修給排水衛生設備工事
令和4年9月27日～令和6年2月16日

8 工事進捗率（令和5年12月末現在）

- (1) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修建築工事
94.0%
- (2) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修電気設備工事
95.0%
- (3) 岡崎市立岡崎小学校南棟大規模改修給排水衛生設備工事
90.3%

社 会 文 化 部

文化振興課、スポーツ振興課（体育館）、多様性社会推進課、
生涯学習課（市民センター）、中央図書館、美術博物館（地域文化広場、美術館）

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和5年9月26日～令和6年4月25日

3 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

スポーツ振興課

中央総合公園の指定管理業務において、体育館及び武道館の利用承認をする場合に、入場料金を徴しない営利を目的とした展示販売会等を入場料金に類するものを徴しているとして、入場料金を徴する場合の利用料金区分を適用していた。この取扱いは、中央総合公園スポーツ施設条例との整合性に疑義があるため、同条例の見直しも含め、適正な対応を検討されたい。

生涯学習課

1 現金出納事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。

(1) コイン式複写機の資料複写料収入及び私用電話料収入について、年度末に現金の回収を実施しておらず、翌年度の歳入として処理したと思料される収入があった。

なお、本件については前回定例監査においても同様の指摘をしているが改善されていないため、適正な現金出納事務の周知を図り、今後同様の不備がないよう徹底されたい。

(2) 図録等売払い収入等について、収納した現金を事務室内の金庫に保管したまま、速やかに指定金融機関に払い込んでいないものがあった。

2 契約事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、契約規則等に準拠した適正な処理をされたい。

(1) 1件の予定価格が5万円を超える物品購入について、2者以上の者から見積書を徴取していないものがあった。

(2) 2者以上の者からの見積書の徴取が必要であると思料される物品購入を分割して、契約しようとする者のみから見積書により随意契約を行っているものがあった。

市民センター

1 市民センター有料施設利用承認に係る事務について、使用料の算定誤りがあったため、市民センター条例に準拠した適正な処理をされたい。

2 市民センター使用料等の現金出納事務について、釣銭が不足する場合に私金を使用していた。公金と私金は混同してはならないため、会計管理者と協議し、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。

中央図書館等資料貸出返却業務等委託契約において、次のとおり不備な点が見受けられたため、再発防止に向けた対策を講じるとともに、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 個人情報取扱特記事項に規定された秘密保持に関する誓約書について、契約期間中に従事者の変更、増員等により新たに従事者となった者等から受注者へ提出されていなかった。
- (2) 個人情報に記載された貸出図書の予約個票を受注者が紛失した事例があった。また、関係課等への報告が必要であるにもかかわらず、速やかに報告されていなかった。

総 務 部

総務文書課、庁舎車両管理課、人事課、契約課、情報システム課、
選挙管理委員会、公平委員会

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の実施期間

令和5年11月29日～令和6年4月25日

3 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

財 政 援 助 団 体 監 査

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第3号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 財政援助団体 特定非営利活動法人 岡崎がくどうの会
- (2) 所管課 こども部こども育成課

3 監査の実施期間

令和5年12月26日～令和6年5月31日

4 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5 監査の着眼点

財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って市規則等に準拠し、適正に執行されているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、理事長及び部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 補助事業の概要

事業名 放課後児童健全育成事業

- (1) 放課後児童健全育成事業費補助金

目 的 市内の放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の運営の安定化

を図り、留守家庭児童の放課後等の家庭に代わる適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成に資することを目的とする。

- 内 容
- ア 放課後児童健全育成事業
 - イ 放課後子ども環境整備事業
 - ウ 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）
 - エ 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）
 - オ 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）
 - カ 放課後児童支援員等処遇改善等事業
 - キ 障害児受入強化推進事業
 - ク 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業
 - ケ 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

事業費 153,837,647円

補助金額 98,269,000円

算定基礎 交付要綱に定める事業ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 交付要綱に定める事業ごとに基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

イ 事業ごとに、アにより選定された額の合計金額を交付額とする。

(2) 放課後児童健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策臨時特別補助金

目 的 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための小学校臨時休業に伴う運営の拡大に要する費用及び感染症対策に要する経費を補助するとともに、感染症拡大防止のための利用自粛による育成料収入の減を補填し、クラブの運営の安定化を図ることを目的とする。

- 内 容
- ア 新型コロナウイルス感染症対策特別事業
 - イ 育成料収入減額分補填事業
 - ウ 新型コロナウイルス感染症対策支援事業
 - エ ICT化推進事業

事業費 18,250,976円

補助金額 16,876,000円

算定基礎 交付要綱に定める事業ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 交付要綱に定める事業ごとに基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

イ 事業ごとに、アにより選定された額の合計金額を交付額とする。

(3) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金

目 的 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く放課後児童支援員等の処遇改善のための取組みを行うクラブに対し、必要な経費の補助を行うことにより人材を確保し、もって放課後児童健全育成事業の質の向上を図ることを目的とする。

内 容 職員に対する処遇改善

事業費 683,880円

補助金額 660,000円

算定基礎 ア 支援の単位ごとに基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ アにより算出された、支援の単位ごとの額の合計額を交付額とする。

(4) 放課後児童健全育成事業価格高騰重点支援事業費補助金

目 的 新型コロナウイルス感染症拡大による影響及び原油価格・物価高騰の影響を受けるクラブに対し、必要な経費の補助を行うことにより、クラブの経済的な負担を軽減し、もってクラブの運営の安定化を図ることを目的とする。

内 容 新型コロナウイルス感染症拡大による影響及び原油価格・物価高騰の影響を受けるクラブの経済的な負担軽減

事業費 194,792円

補助金額 192,000円

算定基礎 ア 当該月のクラブごとに支払う電気及びガスの使用料のうち、電気及びガスの基本料金及び従量料金の合計から割引額等を除いた支払額（以下「使用料」という。）が、前年同月の使用料を上回る場合に、当該月の使用料と前年同月の使用料との差を対象経費とする。ただし、供給事業者から指定された支払期日が月初又は月末となることで同月に2月分の使用料を支払う場合は、支払いのない前後の月に1月分を充てることができる。クラブごとの基準額と対象経費の総額を比較し

て少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ アにより算出された、クラブごとの額の合計額を交付額とする。

8 監査の結果

各事務は、当該財政的援助の目的に沿って市規則等に準拠し、適正に執行されているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

放課後児童健全育成事業費補助金の実績報告において、次のとおり不備な点が見受けられたため、市費補助金等に関する規則等に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 開所日数の報告に一部誤りがあったため、補助金が過大に交付されているものがあつた。
- (2) 補助対象期間外の事業に係る経費を補助対象経費に含めているものがあつた。
- (3) 補助事業の収支報告について、繰越金等の額に誤りがあった。
- (4) 補助事業の収支報告の様式について、補助対象経費と補助対象外経費が区別されていなかった。